

令和4年度 指定管理者評価表

(別紙2)

施設名称	豊前市畠冷泉観光施設
指定管理者名	豊前市畠活性化協議会
指定期間	令和5年4月1日 ~ 令和10年3月31日
担当課	産業建設部 商工観光課 観光振興係

	評価項目	評価
サービスの提供	施設の設置目的に沿ってサービスを提供しているか。	○
	使用時間、使用日、使用期間は遵守されているか。	○
	使用者に対する情報提供は適切か。	○
	使用者の安全は確保されているか。	○
	使用の承認、案内等は適切かつ迅速か、また接遇は適切か。	○
	指定管理者が行った事業は、市民サービスの向上に役立ったか。	○
施設等の維持管理	建物躯体及び設備機器の保守管理・安全確認等は適切か。	○
	修繕は適切か。	○
	備品の管理は適切か。	○
	清掃、警備、衛生管理は適切か。	○
その他	サービス提供及び施設の維持管理のため、適正な人員が配置されているか。	○
	苦情等の対応は迅速かつ適切か、また市に迅速に報告しているか。	○
	良好な関係を保つべき関係団体や地域との連絡調整は適切か。	○
	緊急時に備えた、体制、対応マニュアル、研修・訓練等は適切か、また、防火、防犯体制の整備、研修、訓練は適切に行われているか。	○
	個人情報保護のための体制、書類等の整備・保管、問い合わせ等への対応、研修は適切か。	○
	省エネルギー、省資源、環境配慮物品等の購入など環境への配慮はなされているか。	○
	業務を外部委託している場合、その業務は施設管理の主要な部分以外であるか、また、外部委託に過度にシフトしていないか。	—
	アンケート調査の結果は良好か。(利用者のニーズを把握し、改善を行っているか。)	○
	管理経費は縮減されているか、または、縮減に向けての努力がされているか。	○
	労働基準法、その他法令を遵守した運営が行われているか。	○

評価欄の説明

- ◎: 協定等の遵守に加え、仕様書より優れた管理が行われた。
- : 協定等を遵守し、仕様書に沿った管理が行われた。
- △: 協定等を遵守し、概ね仕様書に沿った管理が行われたが、一部に課題がある。
- ×: 一部、協定等が遵守できていない。又は、不測の事態等により仕様書に沿った管理ができなかった。

◎総合評価

市の取り組み 成果等	協定書に沿った管理運営を行っているか管理者と隨時情報共有し、改善事由が認められた際は、適宜対応をしている。
指定管理者の 取組み・成果	案内看板の設置、SNS、各種サウナ雑誌等で情報発信を行った。 また、イベントを開催し、施設のPR活動を行った。
今後、改善や 工夫すべき点	畠冷泉館の営業は夏季限定であるが、残暑厳しい昨今の状況を鑑みると営業期間を改めることが必要である。
改善に向けた 方向性	畠活性化協議会の体制を更に強化させ、年間を通じた観光誘客を充実させる。